

【許可基準について】

1. 一般廃棄物処分業

法律による基準	登米市基準
・法第7条第10項第1号「一般廃棄物の処分が困難であること。」	・法第7条第10項第1号に規定する基準は、事業系一般廃棄物等（家庭系処理困難物を含む。）の処分とする（紙ごみについては、事業者等が梱包に使用する紙類及びその付帯物・保護材）。
・法第7条第10項第2号「一般廃棄物処理計画に適合するものであること。」	<p>・法第7条第10項第2号に規定する一般廃棄物処理計画（法第6条）に適合するものの中に、処分業の許可基準を設ける。</p> <p>①ごみの減量化に取り組む体制が整備されていること又は業務開始までに整備すること。</p> <p>②登米市内の住民であること。法人の場合は、登米市内に本社が存在していること。</p> <p>③許可申請をする場合、事業計画書に2カ年度分の一般廃棄物予定処分量を記入すること。</p> <p>④更新の許可申請の場合は、過去2カ年度中に実績が皆無若しくは極めて少量であった場合は許可しないことができる。</p>
・法施行規則第2条の4第1号イ「施設に係る基準」	<p>①一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。</p> <p>②保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。</p>
・法施行規則第2条の4第1号ロ「申請者の能力に係る基準」	<p>①ごみ処分業の講習会を受講していること（新規申請者に限る。）。</p> <p>②納税義務を確実に果たしていること。</p>
・法第7条第10項第4号	①その他、法第7条第10項第4号イ～ヌのいずれにも該当しないこと。

※法第15条の2の4 産業廃棄物処理施設の設置に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例により措置することとし、県知事への届けが必要となる。